

## コンソーシアムに関する誓約書

令和2年7月22日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

公益財団法人 東近江三方よし基金  
理事長 内藤正明

公益財団法人 南砺幸せ未来基金  
代表理事 南真司

一般財団法人 うんなんコミュニティ財団  
代表理事 郷原剛志

我々3団体は、公益財団法人 東近江三方よし基金が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記3に記載した誓約書等の内容については、相違ないことを申し添えます。

### 記

- 我々3団体は、幹事団体である公益財団法人 東近江三方よし基金を通じてコンソーシアム協定書（案）を提出し、公益財団法人 東近江三方よし基金が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構と当団体との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。
- 本誓約書にて誓約をした構成団体について、申請締め切り後、構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した事項等
  - 欠格事由に関する誓約書（別紙1）
  - 業務に関する確認書（別紙2）※要記載項目あり
  - 情報公開同意書（別紙3）

(別紙1)

## 欠格事由に関する誓約書

コンソーシアム構成団体は、下記1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下（5）において同じ。）
  - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(別紙2)

## 業務に関する確認書

コンソーシアム構成団体は、公益財団法人 東近江三方よし基金が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

### 記

1. 公益財団法人 東近江三方よし基金が資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
  - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
2. 当団体は、公益財団法人 東近江三方よし基金が資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名 指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

(別紙3)

## 情報公開同意書

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「同機構」という）が行う助成対象事業に関するコンソーシアム構成団体としての助成の申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、本事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、この活動資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」も一読の上理解し、下記について同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

### 記

#### 1 選定結果の公表

選定結果の公表時に、幹事団体によって提出された、「団体名」、「所在地」、「申請した事業の名称及び概要」、「代表者名」、「解決すべき社会課題」、「事業期間」、「決定助成額または申請助成額」、「審査コメント」及び「助成額の根拠（資金計画書、事業計画書、評価計画書）<sup>※1</sup>」を公表すること。

#### 2 申請時提出書類の公開

申請時提出書類（参考資料は除く）の公開時に、幹事団体によって提出された、「公募システムに直接入力する申請情報」、「公募システムに添付する申請書類（助成申請書、資金計画書、役員名簿、情報公開同意書（承諾書）、申請書類チェックリスト、定款、登記事項証明書（全部事項証明書）、事業報告書（過去3年分）、決算報告関連書類（過去3年分）、規程類一式）」を公開すること。

上記に加え、幹事団体によって提出された各構成団体における、「コンソーシアム構成団体についての規程類、規程類に関する必須項目確認書、役員名簿」を公開すること。

※1 選定団体のみ

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 本資料の位置づけ

本資料は、『2020年度「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく資金分配団体の公募』における選定結果・申請時提出書類の情報公開について、公募要領を補足する資料です。「情報公開同意書」に同意いただく前に、必ずお読みください。

2. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類(参考資料は除く)の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。公募の申請に際しては、この考え方への同意を確認するため、「情報公開同意書」をご提出いただきます。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなります。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて公募システムを通じて送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

3. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、表1の項目を当機構ウェブサイトにて公表する予定です。

表1「選定結果の公表」での公表予定項目

公開項目(予定)	
1	申請事業分類
2	事業名 主題
3	事業名 副題
4	団体名 [事業対象地域]
5	代表者名
6	所在地
7	解決すべき社会課題
8	事業の概要(300字以内)
9	事業期間
10	決定助成額または申請助成額
11	審査コメント
12	助成額の根拠(「資金計画書」「事業計画書」「評価計画書」) ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類(参考資料を除く)の公開

選定結果公表後、表2の項目を当機構ウェブサイトにて公開する予定です。この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体(幹事団体)に情報公開予定の申請時提出書類について公募システムを用いて送信し、内容をご確認いただけます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報<sup>※1</sup>がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトにて公開します。

表2「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

件数	書類名
10	公募システムに直接入力する申請情報 [団体情報、担当者情報、事業計画、資金計画(一部)、欠格事由に関する誓約、業務に関する確認、規程類に含める必須項目、個人情報保護に関する基本方針への同意]
2	助成申請書
3	資金計画書
4	役員名簿
5	情報公開同意書(承諾書)
6	申請書類チェックリスト
7	定款
8	登記事項証明書(全部事項証明書)
9	事業報告書(過去3年分)
10	決算報告関連書類(過去3年分)
11	規程類一式
以上に加え、コンソーシアムで申請の場合	
12	コンソーシアムに関する誓約書
13	幹事団体以外の各構成団体についての「規程類、規程類に関する必須項目確認書、役員名簿」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

以上

